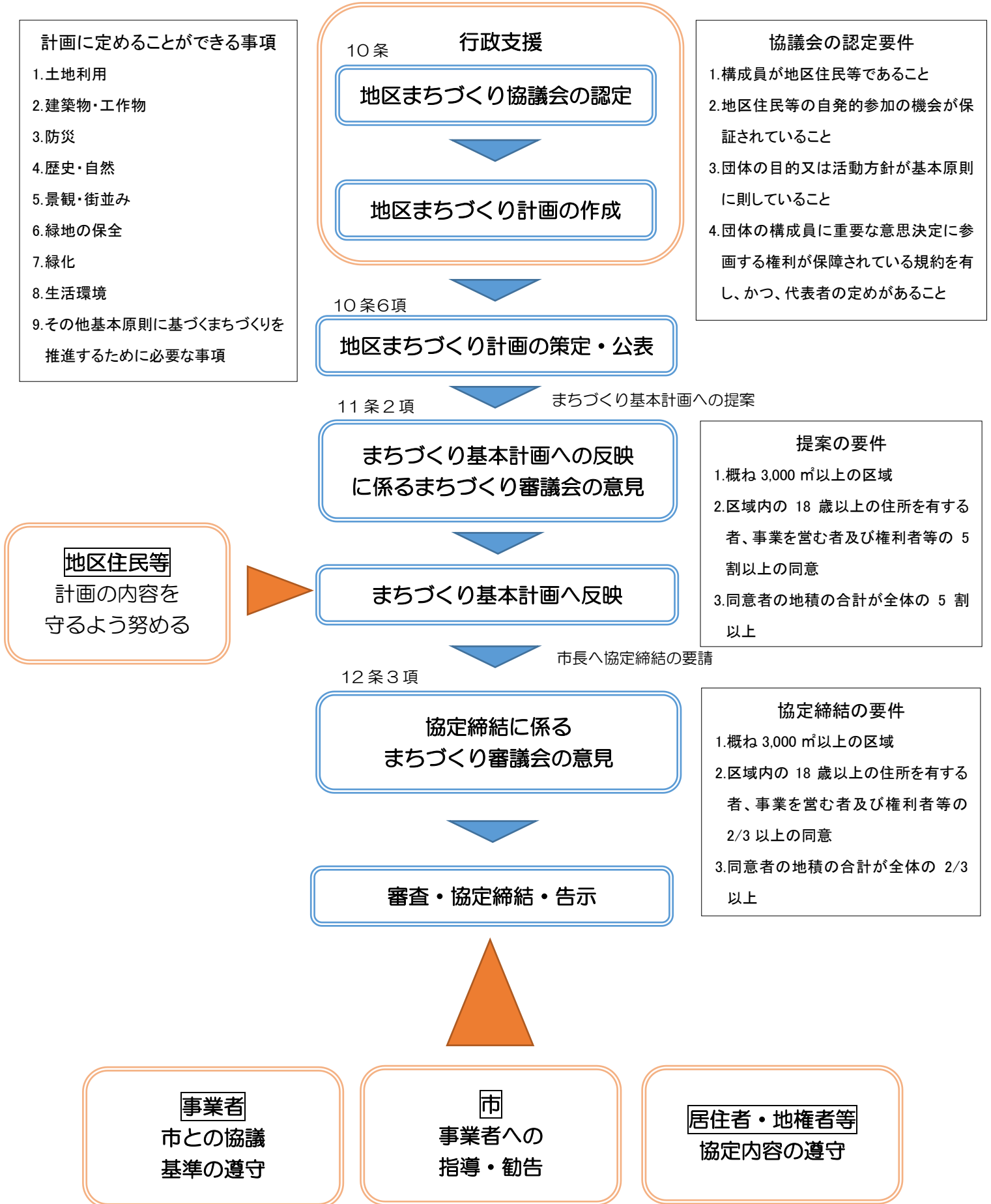


# 地区まちづくり計画のフロー図(現行)

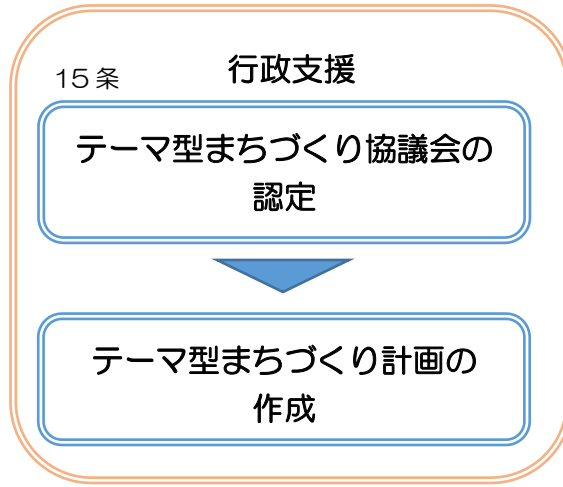
一定規模以上(おおむね 3,000 m<sup>2</sup>以上)の区域における住民の主体的なまちづくりの取組みを市が支援し、連携したまちづくりを進めるための計画です。



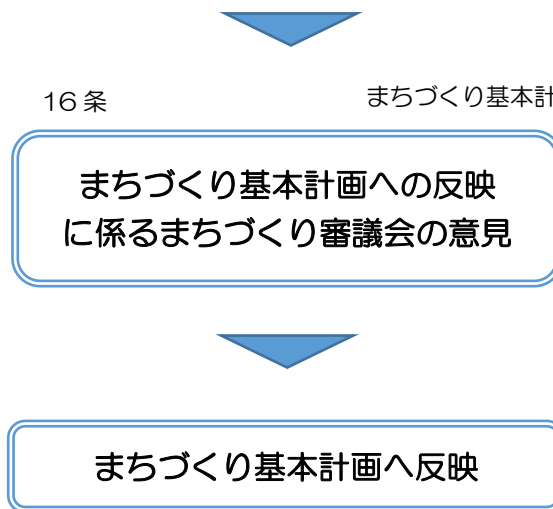
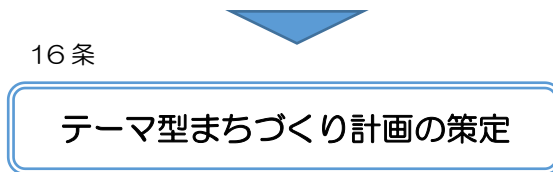
# テーマ型まちづくり計画のフロー図（現行）

市全体にかかわるまちづくりのテーマについて、市民の主体的な取組みを支援し、市と市民が連携してまちづくりを進めるための計画で、「まちづくり基本計画」の内容を補完し発展させることを目的としています

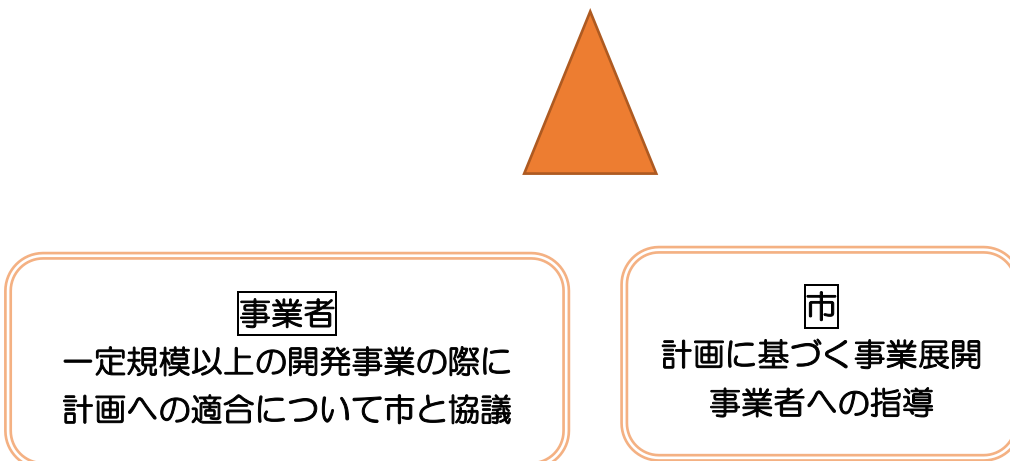
計画に定めることができる事項  
市全体にかかわるまちづくりのテーマ



- 協議会の認定要件
1. 構成員が市民であること
  2. 市民の自発的参加の機会が保証されていること
  3. 団体の目的又は活動方針が基本原則に則していること
  4. 団体の構成員に重要な意思決定に参与する権利が保障されている規約を有し、かつ、代表者の定めがあること



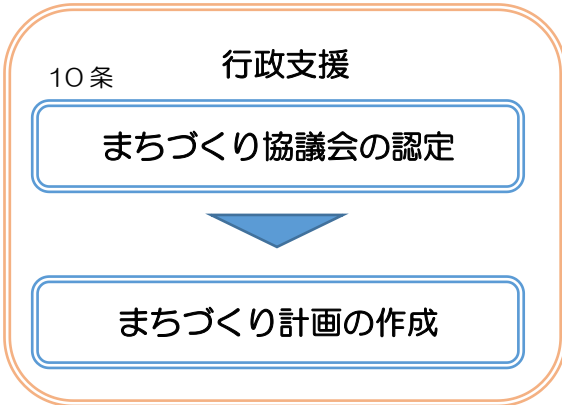
- 提案の要件
1. 市内に住所を有する 18 歳以上の者の 1/50 以上の同意
  2. 基本原則に則していること
  3. 土地利用の制限に関するものは、その区域内の地区住民等や利害関係人の意見が十分に反映されていること



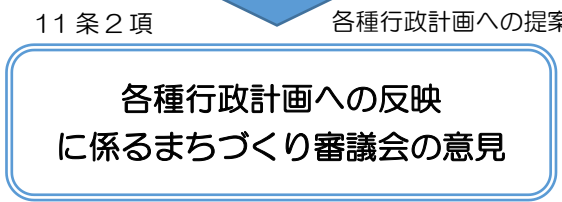
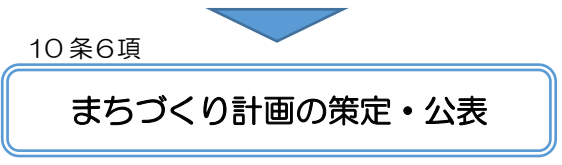
# (仮称)まちづくり計画のフロー図

地区まちづくり計画およびテーマ型まちづくり計画を一体化し分かり易い制度にすると共に  
提案要件のハードルを下げ市民の主体的なまちづくりを支援します

- 計画に定めることができる事項
1. 土地利用
  2. 建築物・工作物
  3. 防災
  4. 歴史・自然
  5. 景観
  6. 緑地の保全・緑化
  7. 交通
  8. 住環境
  9. その他基本原則に基づくまちづくりを推進するために必要な事項

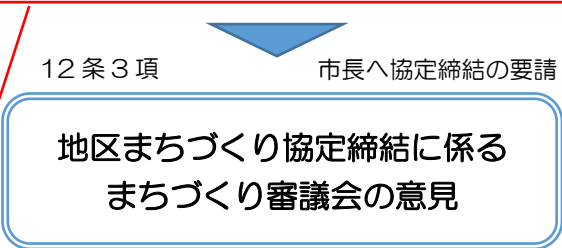
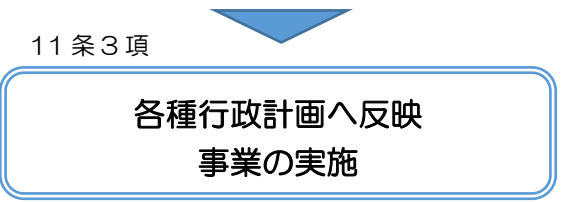


- 協議会の認定要件
1. 構成員が 5 名以上の市民であること（地区を限定した計画を目的とする場合は地区住民等が過半数以上）
  2. 市民、地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
  3. 団体の目的又は活動方針が基本原則に則していること
  4. 団体の構成員に重要な意思決定に参画する権利が保障されている規約を有し、かつ、代表者の定めがあること
  5. その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと



- 提案の要件
1. 基本原則に則していること
  2. 市民に対して説明会等を行い、意見が十分に反映されていること
  3. 土地利用の制限に関するものは、その区域内の地区住民や利害関係人の意見が十分に反映されていること
  4. 特定の者に利害を及ぼすものでないこと
  5. その他市長が不適切であると認めるまちづくり計画の内容ではないこと

市民・事業者等  
計画の実現に努める  
市  
事業化に努める



テーマ型に類するものはここで終了

- 協定締結の要件
1. 概ね 3,000 m<sup>2</sup>以上の区域
  2. 区域内の 18 歳以上の住所を有する者、地権者等の 2/3 以上の同意
  3. 同意者の地積の合計が全体の 2/3 以上



事業者  
市との協議  
基準の遵守

市  
事業者への  
指導・勧告

居住者・地権者等  
協定内容の遵守